

飲用井戸の衛生管理について

飲用に使用する井戸等については、適正な衛生管理を目的として、厚生労働省による「飲用井戸等衛生対策要領」が定められています。

飲用井戸の管理と検査

- 飲用井戸等及びその周辺に、みだりに人や動物が立ち入れないようにしましょう。
- 飲用井戸や井戸周辺を定期的に点検し、清潔保持に努めましょう。
- 新たに飲用井戸を設置した場合、給水開始前に水道法の水質基準項目（51項目）の水質検査を行い、これに適合していることを確認しましょう。
（塩素消毒をしていない場合等は、消毒副生成物の検査を省略できます）
- 定期的（年1回以上）に、水質検査を受けましょう。

定期の検査：一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度

※その他、有機溶剤やヒ素・マンガン・鉛などの追加検査、放射能測定もできます。

異常があれば飲用を中止して、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

「飲用井戸の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行う」とされています。

当センターは、厚生労働省の登録 第273号機関です。



水道法の水質基準項目（51項目）については、次ページをご覧ください。

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)
 検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正:令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)
 最終改正:令和5年3月24日厚生労働省告示第85号(令和5年4月1日施行)

水質基準項目		水質基準値	分類
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	有機物質
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	重金属
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	無機物質
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	有機物質
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下	
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	
47	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	

枠内青色の項目は、塩素消毒をしていない場合省略することができます。
 枠内緑色の項目は、原水での検査の場合省略することができます。